

【表紙】

| | | |
|----------------------------|--|--------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 | |
| 【提出先】 | 関東財務局長 | |
| 【提出日】 | 平成27年10月27日 | |
| 【会社名】 | 株式会社ヴィア・ホールディングス | |
| 【英訳名】 | VIA Holdings, Inc. | |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 大場 典彦 | |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都文京区関口一丁目43番5号 | |
| 【電話番号】 | 03-5155-6801(代表) | |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役兼常務執行役員 能仁 一朗 | |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都文京区関口一丁目43番5号 | |
| 【電話番号】 | 03-5155-6801(代表) | |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役兼常務執行役員 能仁 一朗 | |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式 | |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 (注) 募集金額は、発行価額の総額であります。 | 546,115,500円 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 | |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) | |

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年10月16日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、その他の者に対する割当の募集条件、その他この新株式発行に関し必要な事項が平成27年10月27日に決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

2 株式募集の方法及び条件

(1) 募集の方法

(2) 募集の条件

4 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

(2) 手取金の使途

募集又は売出しに関する特別記載事項

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

<前略>

- (注) 2 本募集とは別に、平成27年10月16日(金)開催の取締役会において、当社普通株式4,200,000株の一般募集(以下「一般募集」という。)を行うことを決議しております。また、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の引受人である野村證券株式会社が当社株主から630,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」といい、一般募集と併せて以下「本件募集売出し」という。)を行う場合があります。

<後略>

(訂正後)

<前略>

- (注) 2 本募集とは別に、平成27年10月16日(金)開催の取締役会において、当社普通株式4,200,000株の一般募集(以下「一般募集」という。)を行うことを決議しております。また、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した結果、一般募集の引受人である野村證券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式630,000株の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」といい、一般募集と併せて以下「本件募集売出し」という。)を行います。

<後略>

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

(訂正前)

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|-------------|----------|-------------|-------------|
| 株主割当 | | | |
| その他の者に対する割当 | 630,000株 | 578,409,300 | 289,204,650 |
| 一般募集 | | | |
| 計(総発行株式) | 630,000株 | 578,409,300 | 289,204,650 |

(注) 1 本募集は、前記「1 新規発行株式」(注) 3に記載のとおり、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社を割当先として行う第三者割当の方法によります。なお、当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

| | |
|--------------|--------------|
| 割当予定先の氏名又は名称 | 野村證券株式会社 |
| 割当株数 | 630,000株 |
| 払込金額 | 578,409,300円 |

<中略>

- 2 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
- 3 発行価額の総額、資本組入額の総額及び払込金額は、平成27年10月9日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(訂正後)

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|-------------|----------|-------------|-------------|
| 株主割当 | | | |
| その他の者に対する割当 | 630,000株 | 546,115,500 | 273,057,750 |
| 一般募集 | | | |
| 計(総発行株式) | 630,000株 | 546,115,500 | 273,057,750 |

(注) 1 本募集は、前記「1 新規発行株式」(注) 3に記載のとおり、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社を割当先として行う第三者割当の方法によります。なお、当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

| | |
|--------------|--------------|
| 割当予定先の氏名又は名称 | 野村證券株式会社 |
| 割当株数 | 630,000株 |
| 払込金額 | 546,115,500円 |

<中略>

- 2 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額(発行価額の総額)から増加する資本金の額(資本組入額の総額)を減じた額とします。

(注) 3の全文削除

(2) 【募集の条件】

(訂正前)

| 発行価格 (円) | 資本組入額 (円) | 申込株数単位 | 申込期間 | 申込証拠金 (円) | 払込期日 |
|-------------|--------------|--------|----------------|-----------------|---------------|
| 未定 (注)1 | 未定 (注)1 | 100株 | 平成27年11月30日(月) | 該当事項はあり ません。 | 平成27年12月1日(火) |

(注) 1 発行価格については、平成27年10月27日(火)から平成27年10月30日(金)までの間のいずれかの日に一般募集において決定される発行価額と同一の金額といたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を本第三者割当増資の発行数で除した金額とします。

2 本第三者割当増資においては全株式を野村證券株式会社に割当て、一般募集は行いません。

3 野村證券株式会社は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の取得予定株式数につき申込みを行い、申込みを行わなかった株式については失権となります。

4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格を払込むものとします。

(訂正後)

| 発行価格 (円) | 資本組入額 (円) | 申込株数単位 | 申込期間 | 申込証拠金 (円) | 払込期日 |
|-------------|--------------|--------|----------------|-----------------|---------------|
| 866.85 | 433.425 | 100株 | 平成27年11月30日(月) | 該当事項はあり ません。 | 平成27年12月1日(火) |

(注) 1 本第三者割当増資においては全株式を野村證券株式会社に割当て、一般募集は行いません。

2 野村證券株式会社は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の取得予定株式数につき申込みを行い、申込みを行わなかった株式については失権となります。

3 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格を払込むものとします。

(注) 1の全文削除及び2、3、4の番号変更

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|-------------|--------------|-------------|
| 578,409,300 | 5,000,000 | 573,409,300 |

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 払込金額の総額は、平成27年10月9日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(訂正後)

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|-------------|--------------|-------------|
| 546,115,500 | 5,000,000 | 541,115,500 |

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(注) 2の全文及び1の番号削除

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記差引手取概算額上限573,409,300円については、本第三者割当増資と同日付をもって決議された一般募集の手取概算額3,821,062,000円と合わせ、手取概算額合計上限4,394,471,300円について、1,052,164,380円を平成27年11月10日に取得及び消却を予定しているB種優先株式の取得資金に、3,342,306,920円を当社グループの設備投資資金に、残額が生じた場合には、平成28年3月31日までに返済期限を迎える短期借入金の返済資金にそれぞれ充当する予定であります。

<後略>

(訂正後)

上記差引手取概算額上限541,115,500円については、本第三者割当増資と同日付をもって決議された一般募集の手取概算額3,605,770,000円と合わせ、手取概算額合計上限4,146,885,500円について、1,052,164,380円を平成27年11月10日に取得及び消却を予定しているB種優先株式の取得資金に、3,094,721,120円を当社グループの設備投資資金にそれぞれ充当する予定であります。

<後略>

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

(訂正前)

当社は、平成27年10月16日(金)開催の取締役会において、本第三者割当増資とは別に、当社普通株式4,200,000株の一般募集(一般募集)を行うことを決議しておりますが、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の引受人である野村證券株式会社が当社株主から630,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。本第三者割当増資は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために行われます。

また、野村證券株式会社は、本件募集売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成27年11月24日(火)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

<後略>

(訂正後)

当社は、平成27年10月16日(金)開催の取締役会において、本第三者割当増資とは別に、当社普通株式4,200,000株の一般募集(一般募集)を行うことを決議しておりますが、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した結果、一般募集の引受人である野村證券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式630,000株の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行います。本第三者割当増資は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために行われま

す。また、野村證券株式会社は、平成27年10月30日(金)から平成27年11月24日(火)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

<後略>